

県境産廃の推計量の見直しと対応について

平成22年8月23日(月) 18:30～

田子町中央公民館

青森県環境生活部県境再生対策室

廃棄物量推計経緯

- (1) 実施計画(H16.1環境大臣同意)において、高密度電気探査9測線、ボーリング調査15孔及び廃棄物・土壌分析結果等から、不法投棄された廃棄物量を67.1万 m^3 (単位体積重量1.0 t/m^3)と推計した。

廃棄物量推計経緯

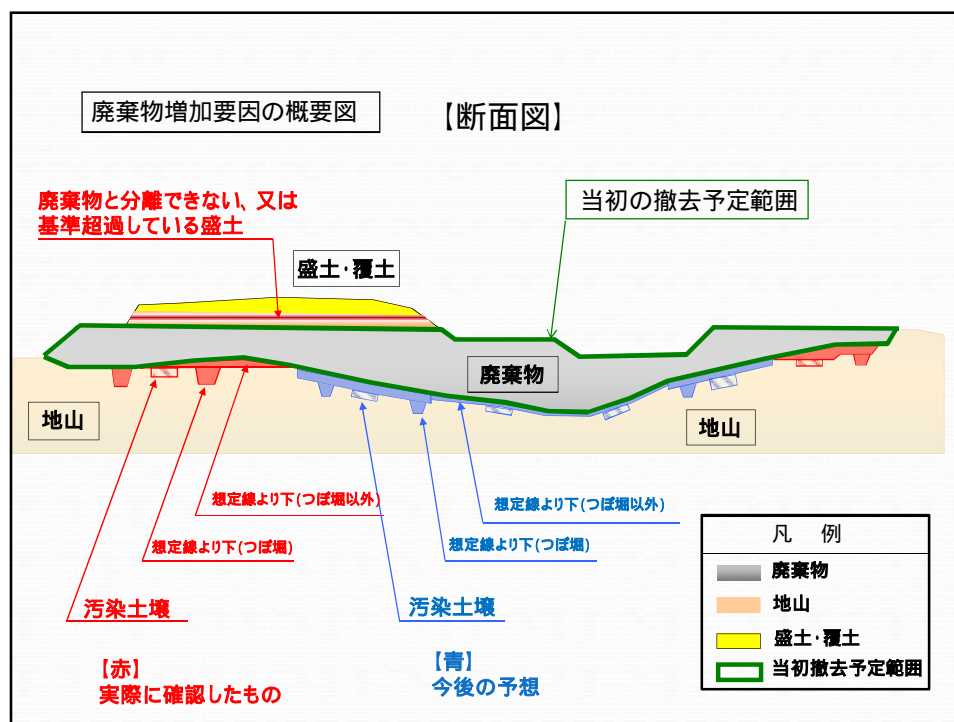
- (2) 平成20年2月の原状回復対策推進協議会において、平成19年度の撤去実績を踏まえ、残廃棄物の単位体積重量を $1.5\text{t}/\text{m}^3$ に、廃棄物の全体量を99.9万tに見直した。

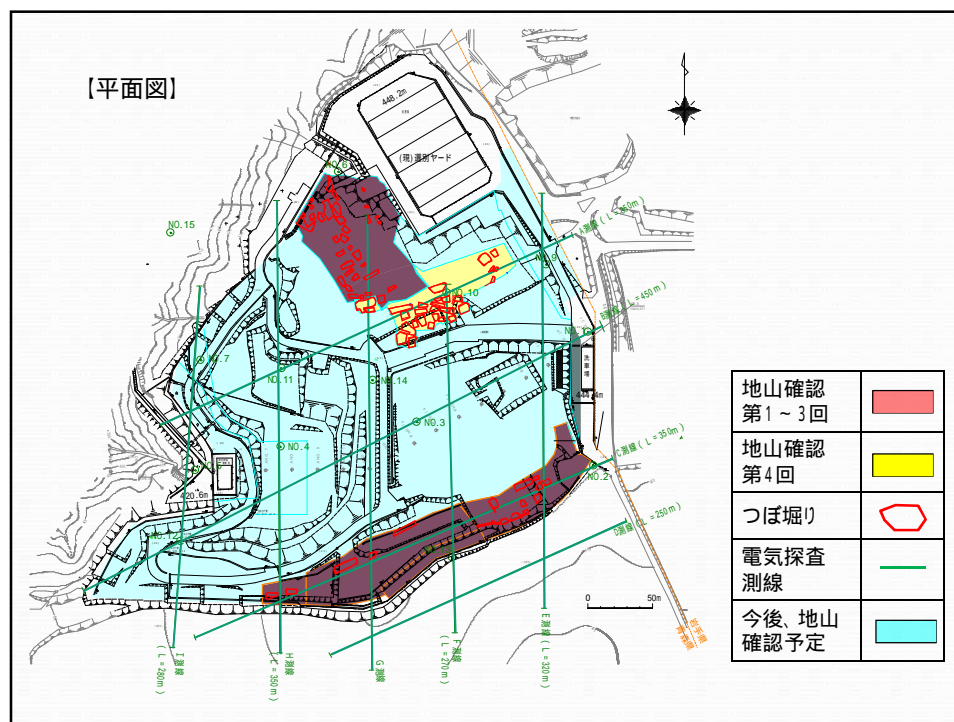
廃棄物量推計経緯

- (3) 平成22年3月末の廃棄物撤去量は約53.6万tに達し、これまで3回の地山確認(約 $15,000\text{m}^2$)で得られた知見等を踏まえ再推計した結果、現時点では廃棄物と汚染土壌の総量は **84.1万m^3 (124.5万t)**と推計され、現計画に対し **17万m^3 (24.6万t)**増加が見込まれる。

増加する廃棄物等の区分

区 分	体積	割合	備 考
当初の想定線より下の廃棄物	125,600m ³	(73.8%)	地山想定線より下に存在していた廃棄物
つば堀	64,600m ³	(38.0%)	
つば堀以外	61,000m ³	(35.8%)	
廃棄物混じりの覆土・盛り土	33,800m ³	(19.9%)	原因者が施工した廃棄物混じりのもの
汚 染 土 壤	10,700m ³	(6.3%)	土壌環境基準を超過したもの
合 計	170,100m ³	(100.0%)	





年度別撤去計画における課題

増量に伴い、現行特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、「特別措置法」という。)の期限内では全量撤去が困難となるほか、廃棄物撤去後に行う現場内仮設道路・選別場・洗車場等の撤去工事等については実施できないこととなる。

撤去計画の見直し

平成24年度までの間は、既定予算の範囲内で可能な限り廃棄物を撤去し、残った廃棄物及び汚染土壌並びに現場内工作物の撤去等に要する事業費については、今後、国に対して特別措置法の期間延長を要望するとともに、その枠組みの中で財政支援を要望していく。

【現行撤去（見込）量】

（単位：千トン）

	H16-19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
撤去見込量	149	157	230	223	223	17	999

【見直撤去（見込）量】



見直し

（単位：千トン）

	H16-19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (財政支援を要請)	合計
撤去見込量	149	157	230	223	223	137	126	1,245

H24までに1,119千トン撤去

総事業費(暫定)

496億円(当初事業費434億円から62億円の増)

県の対応方針

「廃棄物等は全量撤去を基本とする」との原状回復方針に基づき、引き続き安全かつ着実に、不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組み、増加する事業費については、国に対して「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期間延長と、その枠組みの中での財政支援を要望していく。

地山確認状況





